

第2号様式（第6条第1項）

会議開催案内

令和8年度第1回浦安市障がい者福祉計画策定委員会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望される方は、次に定める手続に従って傍聴することができます。

令和8年7月1日

事務局 福祉部障がい事業課

1 開催日時

令和8年7月13日（木） 午後2時～午後3時

2 開催場所

東野パティオ 地域福祉センター1階 会議室1・2

3 議題

- ・浦安市障がい者福祉計画について
- ・基本指針及び市の現状について

4 傍聴者の定員 10人

5 傍聴手続

- (1)傍聴希望者は、1の開催予定時刻の5分前までに会場にお越しくください。会場で受付を行います。
- (2)受付開始時間は、当日 午後1時45分からです。
- (3)傍聴希望者が定員を超えた場合は抽選で決定しますので、ご了承ください。
- (4)発熱や風邪症状のある方、体調不良の方の傍聴はお控えください。また、咳エチケット、手指消毒など基本的な感染症対策に引き続きご協力ください。

6 問い合わせ先

浦安市役所 福祉部 障がい事業課 担当 北野
電話 351-1111 内線 15305

傍聴要領

事務局 福祉部障がい事業課

1 傍聴をする場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、会長の許可を得て、事務局の指示に従い会場に入場してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。